

富士川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

富士川町職員の勤務時間、休暇に関する条例(平成22年富士川町条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表特別休暇の基準の表中第20号を第21号とし、第6号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

6 不妊治療休暇	5日(体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)以内
----------	-------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

富士川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

新		旧	
別表（第14条関係）特別休暇の基準		別表（第14条関係）特別休暇の基準	
特別休暇の種類	期間	特別休暇の種類	期間
1～4 略		1～4 略	
5 婚姻休暇	5日以内	5 婚姻休暇	5日以内
<u>6</u> <u>不妊治療休暇</u>	<u>5日（体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）以内</u>	—	—
<u>7～21</u> 略		<u>6～20</u> 略	